

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 福祉部介護保険課高齢者施設担当

問合せ先 03 - 5803 - 1208

1 補助金の名称等

6年度調査

補助金の名称	小日向二丁目特別養護老人ホーム等基盤維持事業補助金								
根拠規定等	文京区小日向二丁目特別養護老人ホーム等基盤維持事業補助金交付要綱								
創設年月	令和	5	年	7	月	経過年数 〔自動計算〕	1年	終了予定年月	
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	5 民生費	2 老人福祉費	1 老人福祉事業費	30 民間高齢者施設整備	1 民間高齢者施設整備				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	国家公務員小日向住宅跡地における特別養護老人ホーム等の整備及び運営を促進することを目的とする。						
補助事業等の内容	国家公務員小日向住宅跡地における特別養護老人ホーム等の整備及び運営事業						
補助対象経費の内容	土砂災害対策事業、地域福祉・防災スペース等整備事業、介護施設・育成室等基盤維持事業						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 区が公募により小日向二丁目特別養護老人ホーム等の整備・運営事業者として選定し、国により定期借地権設定契約の相手方として決定した事業者						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕						
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕 国有地の賃料の減額措置対象として認定された敷地範囲に係る借地代(介護施設分): 補助率1/2(減額期間10年を除く)、他借地代(育成室等分): 補助率10/10、補助上限別に定める、他補助あり 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕						
公募の状況	令和5年11～12月に事業者選定委員会を実施、令和6年1月に選定事業者を国に推薦、同年3月に国が決定予定。						
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔実績報告書、事業報告書等〕						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有)		負担割合	区	国	都	補助対象者
			上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	特別養護老人ホーム等の整備、運営を促進するためのものであり、公益性が高い事業である。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	小日向二丁目国有地における特別養護老人ホーム等の整備は、総合戦略及び高齢者・介護保険事業計画に基づく事業である。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	特別養護老人ホーム等の整備、運営は、高齢者・介護保険事業計画に基づく、地域包括ケアシステムの構築に資する事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	介護基盤の整備、運営に対する支援がなければ、安定的な運営が難しくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	事業者を公募しているため、申請の機会は確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	補助事業を実施する事業者は公募により公平・公正に選定し、国へ推薦している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	対象地のがけ地整備、施設整備の設計、工事、運営に対する補助事業であり、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	高齢者施設の整備を行う民間事業者の負担が軽減されることで、整備が促進される。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	民間事業者主体による高齢者施設の整備が促進される。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	高齢者施設が整備されることにより、介護を必要とする区民への支援につながる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	補助事業者は、国により定期借地権設定契約の相手方として決定した事業者となる。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	補助事業者は、特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人であり、活動内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	補助事業の実績報告時に、内容を確認する。

4 交付実績

(件、千円)

項目	6年度(予算)			
交付(見込み)件数	1			
決算(予算)額	70,826			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	70,826			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

社会経済情勢、区民ニーズ等を踏まえ、時宜に沿った、補助上限額の見直しを図っていく必要がある。